

## 農商工労働常任委員会 議事次第

令和8年7月2日(木)  
午後1時30分～  
於：第7委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案（質疑終結まで）

4 閉 会

# 令和8年6月府議会定例会 農商工労働常任委員会 報告事項

(商工労働観光部)

- 京都府カスタマーハラスメント防止条例（仮称）の制定について
- 包括外部監査結果に基づく措置状況について

(農林水産部)

- 令和7年度試験研究で開発された主な成果
- 包括外部監査結果に基づく措置状況について
- 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（最終案）

令和8年6月府議会定例会  
農商工労働常任委員会  
報告事項

商工労働観光部

## 報 告 事 項 目 次

- 1 京都府カスタマーハラスメント防止条例（仮称）の制定について・・・・・・・・資料1
- 2 包括外部監査結果に基づく措置状況について・・・・・・・・資料2

## 京都府カスタマーハラスメント防止条例（仮称）の制定について

令和 8 年 6 月  
商工労働観光部

### 1 制定の趣旨

セクハラやパワハラは、主に職場内部の人間関係から発生するハラスメントだが、カスタハラは顧客という外部の人間によるものであることから、法（⇒R8.10.1にカスタハラ防止措置を事業主に義務付ける法律が施行予定）で定める事業主への対策の義務付けに加え、安心して働ける職場環境と顧客等の豊かな消費生活の相互が尊重される社会の実現に向け、京都府としても府、事業者、事業者団体、顧客、就業者それぞれの責務を定め、それぞれが主体的にカスタハラ防止に取り組むための理念等を定めた条例を制定する。

### 2 構成及び内容（案）

構成	内 容
前 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府の暮らしと地域経済は多様な仕事を担う就業者によって支えられており、安心して働ける環境整備が重要</li> <li>不当な要求や行き過ぎた言動などのカスタハラが深刻化し、就業者の尊厳や事業継続に悪影響を及ぼしている</li> <li>苦情・要望はサービス向上につながることもあるため、顧客等の正当な権利保護は必要。また、就業者もサービスの提供を受ける当事者になり得るため、誰もがカスタハラを行う側にも受ける側にもなり得るという視点が不可欠</li> <li>就業者と顧客等が対等な立場で相互に尊重し合うことにより、カスタハラのない公正で持続可能な社会の実現を目指し、京都府として条例を制定する</li> </ul>
本 則	<ol style="list-style-type: none"> <li>目的（就業環境の整備と持続可能な社会の実現）</li> <li>定義（事業者、就業者、顧客等、カスタハラの定義）</li> <li>基本理念（社会全体での防止、対等な立場での相互尊重）</li> <li>カスタハラの禁止（あらゆる場におけるカスタハラ行為の禁止）</li> <li>府の責務・施策（啓発、相談対応、業種特性を考慮した施策、人材育成等）</li> <li>事業者の責務・措置（体制整備や事後対応等の防止措置の実施）</li> <li>事業者団体の責務（構成事業者への助言・援助、基本方針の作成等）</li> <li>顧客等の責務（カスタハラ問題への理解、就業者に対する言動への注意等）</li> <li>就業者の責務（顧客の権利尊重、自らが顧客となった際のカスタハラ防止等）</li> <li>指針の策定等（知事による防止指針の作成および公表）</li> </ol>

### 3 今後のスケジュール

- 令和 8 年 6 月 「条例概要案」報告
- 9 月 「条例骨子案」報告
- 10 月 パブリックコメント実施
- 12 月 「条例案」提案

## 包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 8 年 7 月 2 日

知事直轄組織（職員長）  
 危機管理部  
 総務部  
 総合政策環境部  
 文化生活部  
 健康福祉部  
 商工労働観光部  
 農林水産部  
 建設交通部  
 教育庁（指導部）  
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

## ■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p><b>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</b></p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する 1,024.17 m<sup>2</sup>の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する 5,100.06 m<sup>2</sup>の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和 8 年 3 月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p><b>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</b></p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備  京都府は、モバイル端末の配付やOffice365の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といったICT環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課）  令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p><b>【府税事務所等のあり方について】</b></p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上  京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課）  京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてもなお滞納している例の、大きく二つに分類される。</p> <p>前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。</p> <p>後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。</p> <p>他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。</p> <p>加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。</p> <p>こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

## 令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり
- (1) 指摘事項

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>1 移転・機能の府市連携もしくは民間への移譲の検討（京都府産業支援センター）</p> <p>京都府産業支援センターは京都市サーチパーク内にあり、公設試験研究機関である京都府中小企業技術センターが技術支援、人材育成、研究開発及び情報発信というサービスを、公益財団法人京都産業21が経営支援のサービスを、それぞれ府内中小企業に対して、利便性高く提供している。京都市サーチパークは京都市中心部にあり交通の便が良いことから、利用者や職員にも利便性が高い一方で、京都府産業支援センターの建物は平成元年8月の建築で築36年となっており老朽化が目立ち、今後多額の修繕費が見込まれる。また、敷地は京都市サーチパーク株式会社から賃借しており土地賃借料及び建物管理料は2,953百万円の支払累積となっており、現在も79,348千円/年と多額の費用を負担する必要がある。</p> <p>京都府産業支援センターのサービス利用者は広く府内中小企業に及んでおり、建物も当機能を発揮するために特殊な構造となっているものではない。</p> <p>また、京都府産業支援センターが提供する技術支援、人材育成、研究開発、情報発信及び経営支援という機能に関して、現在は7,296㎡の面積を必要としているが、現在の機能の必要性の検討、民間への移譲の可否についても十分検討すべきである。京都市サーチパーク内には京都府中小企業技術センターと同じ公設試験研究機関であり、京都市が運営する地方独立行政法人京都市産業技術研究所があり、対応可能な技術分野や導入している機器について、京都市機関との連携も検討し効率的な運営が目指されるべきである。</p> <p>将来の多額の修繕費の負担と、土地賃借料及び建物管理料として79,348千円/年の負担をしながら、これまでと同じようにサービスを提供する必要があるかについては疑問であり、京都府産業支援センターの施設のあり方を含めた抜本的な見直しを検討すべきである。</p> <p>（報告書138～139ページ）</p>	<p>（中小企業技術センター）</p> <p>当センターの機能については、京都府の公設試験研究機関の方向性とそれを実現するための具体的な取組について、令和6年3月に検討委員会を設置して議論を進め、令和7年10月に最終的な提言を取りまとめたところ。</p> <p>この提言の具体化に向けて、令和8年5月に中期計画を策定したところであり、今後、センターの機能やサービスの充実に向け取り組んでまいりたい。</p> <p>また、施設の老朽化への対応を含めた当センターの持続可能なあり方については、京都市サーチパーク東地区全体の課題として検討してまいりたい。</p>	改善中
<p>2 適地への移転の検討（京都府計量検定所）</p> <p>京都府計量検定所は、周辺が閑静な住宅地であるほか、西側には京都市立の公立中学校が隣接しており、車両の出入り等に伴う安全性や検査時の騒音等生活環境における影響がマイナス面となっている。また、タクシー事業者については検定所外の路上走行検査も必要となるが、近隣の交通量は多く検査に適している状況とは言えない。</p> <p>施設としては、場外にタクシーメーター装置検査場（現状94.15㎡）が必要であり、基準となる大型の分銅を検定するはかり検定室（現状104.00㎡）や、は</p>	<p>（計量検定所）</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、現在、当該施設の適正な規模や移転先等について検討を行っているところであり、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	改善中

<p>かり検定用天井走行クレーン 1 基を設置する天井高や強度は必要となるものの特殊な施設は必要ではない。また、検査機器も移設可能である。京都府計量検定所の入所する建物は築 50 年であり、建替えも検討される時期になっている。この状況で、危険排除という視点からも京都府計量検定所が地価も高く、閑静な住宅地である現状の場所で事業を継続する必要性はない。</p> <p>このことから、京都府計量検定所は他府県の見直し事例の検証も行ったうえで、移転を検討すべきである。</p> <p>(報告書 153～154 ページ)</p>		
--	--	--

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容	
<p>3 好立地の敷地の有効活用（京都府計量検定所）</p> <p>京都府計量検定所は、第二種住居地域で閑静な住宅地で地価も高い地域に立地しており、現在の利用形態は、交通至便で高地価という場所を有効に利用していない。なお、隣接する京都府立府民ホールアルティの搬入道路として敷地の北側を提供している。</p> <p>立地状況から判断して、民間への売却や定期借地契約による民間への敷地の貸出しも検討されるべきであるが、当搬入路の確保が必要となることが課題である。一方、当該地は京都府庁に近い立地という点も考慮すべきである。</p> <p>京都府計量検定所の入所する建物は築 50 年であり、建替え検討時期にあることに加え、交通至便で資産価値が高く、京都府庁に近いことも踏まえ、資産活用の方向性について民間の意見を聞くなどして、有効利用を検討していただきたい。</p> <p>(報告書 154 ページ)</p>	<p>(計量検定所)</p> <p>令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、現在、当該施設の適正規模や移転先等について検討を行っているところであり、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	
<p>4 一般財団法人京都府総合見本市会館への貸付形態のあり方</p> <p>京都府は、一般財団法人京都府総合見本市会館に「府内の経済活動の活性化及び府民文化の振興を図るため」を根拠として無償貸付けを行っている。この根拠について異論はないものの、総合見本市会館の来場者はコロナ後に大きく減少している一方で、一般財団法人京都府総合見本市会館は会場使用料等を収入源として安定した収支差額を確保し、令和 5 年度で 1,525 百万円の正味財産を有している。また、総合見本市会館は老朽化も進行し、大規模修繕費用が多額に発生しているが全額京都府が負担している。一般財団法人京都府総合見本市会館の事業は府内の公益的な事業ではあるが、1,525 百万円という正味財産の蓄積状況とその収入源が総合見本市会館の会場使用料等であることを考えれば、無償貸付けという形態の見直しや修繕費の負担など、京都府への収益還元を検討していただきたい。</p> <p>(報告書 309～310 ページ)</p>	<p>(観光室)</p> <p>会館の運営については、京都府の負担金や運営に係る特別な補助を受けることなく、独立した自己の収支で維持継続しており、社会経済情勢の変化で難しい運営が見込まれる中、使用料収入など事業活動収入の確実な獲得と効率・効果的な事業活動支出の執行に努め、状況の変化に適時適確に対応しながら安定した経営を行っているところ。</p> <p>また、修繕の対応については、経年劣化等大規模修繕は施設所有者である京都府が負担しているものの、使用に伴う破損や故障等の小修繕は財団が負担することを基本的な考え方としており、今後も貸付目的の公益性、貸付財産による収益の有無や貸付先の経済的事情等を踏まえて総合的に判断してまいりたい。</p>	